

スコットランド長老派教会の成立に 関する一考察

飯島 啓二

はじめに

カルヴァンの教義にもとづくプロテスタント教会が、西ヨーロッパにおいて、スコットランドほどナショナルな規模と性格とをもって出現した国は、他に例をみないであろう。イングランド人にとっては家庭が城であるといわれるが、スコットランド人にとっては「教会（Kirk）が城」⁽¹⁾であり、教会は国王といえども容喙できぬ城砦として確立したのである。

ところで、スコットランド長老派教会はいつ成立したのであろうか。通説によれば、ジョン・ノックス（John Knox, 1513?-1572）の名を冠して記念さるべき、1560年の宗教改革により、スコットランド長老派教会は成立したとされる⁽²⁾。

しかしながら、この通説は正しいであろうか。真の意味での長老派教会は、宗教改革より約20年後の1580年前後、アンドルー・メルヴィル（Andrew Melville, 1545-1622）の活動の下に、はじめて成立したと考えられる。本稿においては、従来の通説を批判し、ノックスの影響下に成立した教会は長老派教会ではないことを論証し、⁽³⁾あわせて、メルヴィルの活動に少しく触れておきたい。かかる主張を、次の二点より明らかにするのが本稿の意図である。

I 教会制度

II 「教会と国家」論

註

- (1) Barr, J., *The Scottish Covenanters*, 1947. p. 249.
- (2) ここでは邦語文献を引用しておく。「蘇格蘭ではノックスの熱誠と奮闘とによって徹底した長老主義 (Presbyterianism) の国民的教会を創設し」(石原謙「基督教史」増訂版 岩波書店 1951年 247頁)「スコットランドにはカルヴァンの最も忠実な遵奉者ジョン・ノックスが典型的な長老教会を創始し」(福田正俊「基督教史」基督教講座 第十卷 新教出版社 1953年 84頁)「ノックスはスコットランドの宗教改革を成功に導き、スコットランド長老教会をカルヴァン主義の城砦として確立させた。」(松田智雄「宗教改革」至文堂 1961年 180頁)
- (3) ただし、ノックスの影響下に成立した教会が、カルヴァンの流れをくむ改革派教会ではない、と言おうとしているのではない。広い意味での教義面についていえば、ノックスらにより作成された「スコットランド信条」は、カルヴァンの教義の要約であり (Brown, P. H., *John Knox*, 2 vols., 1895. vol. I. p. 122 及び Mackie, J. D., *John Knox*, 1951. p. 16. 参看), それはメルヴィルの指導下に成立した教会によっても継続受容されている。

教会制度

教会制度の面からノックスの教会を検討するにあたって、まずはじめに、どのような制度・組織が出現していれば、長老派教会が成立したと判断するか、というメルクマールを指摘しておこう。私は、次の二点を長老派教会組織の特徴と考えている。

- (A) 牧師の間に完全な平等の事態が出現していること
 (B) 教会集会 (または、教会法廷) のヒエラルヒーが存在すること⁽¹⁾

「牧師の平等」とは、教会内の教職者間に監督・支配の関係がなく、教職階層制 (ヒエラルヒー) の存在していないことをいう。具体的にいえば、ビショップ・監督の如き優越的な階位が、教会内部に全く存在しない事態をさす。

第二の「教会集会のヒエラルヒー」とは、具体的には、kirk session, presbytery, provincial synod, general assembly の四重の組織をいう。すなわち、長老派教会においては教会秩序の維持、規律・監督の実施などの権限は、ビショップや監督の如き個人には存せずして、牧師と長老より

なるコミティに属する。これらのコミティは、教会内における決議機関・執行機関であり、かつまた、教会内部での司法権をも行使したから、教会集会 (church assembly)、あるいは、教会法廷 (church court) と呼称されるのである。

上に挙げた二つのメルクマールによって、ノックスの指導下に出現した教会を検討する。

(A) 「牧師の平等」

「牧師の平等」という観点からノックスの教会を眺める時、この基準にあわない二つの重要な現象が存在することに気付く。それは、次の如きものである。

- (1) ノックスの教会には、その成立当初から監督 (superintendent) なるものが存在したこと
- (2) ノックスの生存中に、彼の教会にはビショップが出現したこと (Tulchan Bishop と呼称される)

最初に(1)の監督の職務について検討し、その地位の存在が長老主義制度と共存しうるか否かについて考察してみよう。

1559—60年のスコットランド宗教改革戦争の際、ジョン・ノックスらの改革者たちは、摂政太后メアリー・オブ・ギーズ (Mary of Guise) に対する戦いの渦中に、Lords of the Congregation の委託をうけて「(第一) 規律の書」(Book of Discipline) を作成した。この文書の第五項 (一) (二)(三)において、監督の設置の件が規定されている。⁽²⁾

この規定に従って1560年代のはじめに設けられた監督に関し、従来、この職務は、「彼らの兄弟ら(=牧師)に優越する地位を有していない」、あるいは、「多大の金銭上の利益を得ていない」⁽³⁾とか、「特別の榮譽を賦与されていない」⁽⁴⁾、と解釈されてきた。更にまた、この監督の職務は、宗教改革直後のスコットランドの特殊な情勢に応じて考案された一時的な存在で

あって、ノックスらの改革者には、この職務を恒久化する意図はなかったと⁽⁵⁾考えられて来た。

これらの通説的見解は正しいであろうか。

(a) まず、監督の地位が、一時的なものであったか恒久的なものであったかという問題に関しては、近年、エディンバラ大学の G・ドナルドソンが、「一時的制度説」の誤りを論証した。同氏の所説は次の如きものである。(1) 一時的制度であるという説には、当時の資料の裏付けがない。(2) 当時の資料の或るものは、明白に「一時的制度説」とは一致しない。特に「監督の顧慮なくしては」教会は「規律と、教義の統一とを保持」できない、という趣旨の一文はその好例である。(Register of the Kirk Session of St. Andrews; i, 75.) (3) 「規律の書」第五項(一)の、監督設置の趣旨を説明する“most expedient for this time”という語句を“expedient only for a time”と解釈して、監督の職を一時的なもの⁽⁶⁾とみなすことは誤りである、と。

宗教改革期には、エписコパシーに対する否定的見解が一般に広く支持されたにもかかわらず、「敬虔な、すなわち、プロテスタントに改宗したビショップまたは監督」(godly or reformed bishop or superintendent)の存在に対する信頼があったとみることができよう。カルヴァンも、敬虔なビショップの存在には同意したといわれる。⁽⁷⁾スコットランドにおいては、ローマ・カトリック教会の怠惰な司教を dumb dogs, idle bellie として⁽⁸⁾軽蔑しているが、ノックスその他の改革者らは、敬虔なビショップを容認⁽⁹⁾していた。ところで、のちに再びふれるように、60年代のはじめアンガス(Angus)の監督に任じられたジョン・アースキン・オブ・ダン(John Erskine of Dun)は、「ビショップと監督とは全く同一の職務である」⁽¹⁰⁾という見解を表明しており、かつまた、このビショップと監督とを同義語化する意見が、当時の、スコットランドの一般的見解を代表していたと考えられる。従って、宗教改革期のスコットランドにおいては、監督の職務は、何ら奇異の感なく受容され、また、その職務の存続に関して特殊の時間的

制約を設けることなく容認されたとみることができる。このゆえに、宗教改革期の60年代のはじめには、次の世代の長老主義者たちの主張する、「牧師の平等」という原理は知られていなかったのである。以上の記述よりして、「規律の書」に規定され、かつ、実際に設置された監督の制度を一時的なもののみならずことは、後の長老主義者（およびその同調者）のよみこみといわねばならぬ。

(b) 次に、監督は、一般の牧師を監督する権限ならびに牧師に優越する地位を保持していなかったであろうか。

「規律の書」の規定、ならびに、当時の実際上の活動よりして、監督は、牧師・勸告者 (exhorter) ・誦読者 (reader) の任職試験と任命の際に、指導的役割を果たしたことが指摘されねばならない。「規律の書」によると、牧師の任職は、会衆による選挙・学識者による試験及び公けの任命という過程よりなると規定されているが、このプロセスにおいて、監督は大きな権限を行使している。すなわち、もし会衆による選挙が40日以内に実施されぬ場合には、牧師の任命権は監督とそのカウンシルによって行使される。⁽¹¹⁾ また、選挙後の試験は、「もっともよく改革された都市、すなわち、監督の都市」においておこなわれる。任命は、民衆の同意と、試験のために任命された学識者の承認よりなり、試験委員は監督から委任されるのである。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

もっとも、1559—61年の、監督の職務が未だ制度化されぬ時期には、上に記述したような過程をへずに牧会活動を開始した牧師の例がみられる。⁽¹⁴⁾ しかしながら、このような任職方法のルースな時期はまもなく消滅した。61年1月末、一部のプロテスタント貴族は、「規律の書」を承認した際、監督が資格なしと認めた説教者を、誦読者の地位に格下げすべきことを定めている。⁽¹⁵⁾ その後、これに引続いて、監督の権限を一層明確にする処置がとられ、「規律の書」によって真に意図されていたと思われることがらが行なわれてきた。すなわち、(一) ファイフ (Fife) に監督が設置されると、同監督区内の牧師任職試験の期日と場所は、監督によって指定された。⁽¹⁵⁾ (二) 1562年6月の改革教会総会 (general assembly) においては、学

識者の助言によって監督が実施するところの牧師任職試験と任命に関し、明白な規則が作成された。更に、同年12月の総会により、監督によって実施される任職試験及び任命をうけぬ者は、教会活動を禁じられる旨が定められた⁽¹⁷⁾。(三) 任命式には、監督の出席は不可欠となっていたのに対し、一般の牧師の参加は必ずしも必要ではなく、また、1567年以降豊富になる牧師任職に関する資料よりして、監督は、通常、試験と任命に関し、ただひとりその権限を行使するに至っている⁽¹⁹⁾。

上に列挙した事実よりして、監督が實際上牧師の任命に関し、強力な権限を保持していたことが看取されるであろう。

第二に、監督は、牧師及び教区民の生活を監督する権限をもっていたことが指摘されねばならぬ。この章の註(2)に記述したように、「規律の書」の規定によると、監督は、視察を行い、牧師の生活・勤勉度・行状並びに教会の秩序・民衆の生活態度を監察し、貧民への救与、青少年に対する教導などの極めて広範な権限を所有している。更に、監督の権限を明らかにすると思はれる資料を列挙してみよう。「規律の書」が審議されてから二年後の、1562年6月の改革教会総会においては、「牧師は監督の正当な全ての勸告に服す」べきことが定められた。またキャノンゲイト(Canongate)教区の記録によると、監督は、1年にほぼ2回視察を行って総会を召集し、その総会において、牧師・長老・執事ならびに会衆の行状の審査を行っている⁽²¹⁾。その際、監督に服従しないと矯正の措置をうけるが、これは最終的には停職又は解任を意味するのである⁽²²⁾。資料の示すところによれば、監督は独自の権限で、牧師・誦読者を停職・解任することができた。更に、監督は規律の実施面においても重要な役割を果しており、信徒の破門には監督の承認が必要であったといわれている⁽²³⁾。

監督の第三の権限として、「規律の書」には明白な規定はないが、司法権を挙げることができる。例えば、1561年3月、監督の任命と同時に、離婚問題に関する決定権が、ロシアン(Lothian)監督たるジョン・スポティズウッド(John Spottiswoode)に与えられた⁽²⁵⁾。また1563年の改革教会総

会は、カーク・セッションが離婚問題を扱うことを禁止し、その権限の行使を、監督及び監督によって委任される人々⁽²⁶⁾にのみ制限した。他方、1561年3月のスポティズウッドに対する枢密院のコミッションに示されている如く、監督裁判所 (superintendent's court) なるものも存在した。これは監督区内の主要都市のカーク・セッション⁽²⁷⁾によって構成されている。

以上述べた事態よりして、監督は、監督制度 (episcopal system) におけるビショップ、あるいは、長老制度におけるプレズビテリが行使していた行政・規律・司法面にわたる諸権限の大部分を所有していたと判断してよいであろう。⁽²⁸⁾ 単に、監督と一般の牧師の間には権限の相異があるだけでなく、監督の職務については神の保証があると考えられている。ウィンラム (Winram) がファイフ監督に就任した際、「監督の顧慮なくしては、教会を急遽設立することができず、また規律と、教義の統一とを保持することができない。……イエス・キリストとその使徒より、われわれは、人人をその任務につかせる命令権と範例⁽²⁹⁾とを与えられている」との表明がなされている。また、アングス監督たるアースキンは、1571年、ビショップ又は監督より、牧師を任命・監督する権限を奪うことは「ビショップの職をとり去ることであり、教会にはビショップが存在しなくなってしまう……。それは、神が教会内に定め給うた秩序を変更し、廃止することとなる⁽³⁰⁾」と述べている。当時⁽³⁰⁾にあっては、監督が牧師に優越する地位を持つことは神の言に反する、という思想はなく、また長老主義的な意味における牧師の平等という観念も存在しなかったとみねばならぬ。従って、監督が一般の牧師に優越する地位を占めていなかったとする通説的見解は、正鵠をえているということとはできない。

(c) 最後に、監督の尊称ならびに給料について触れておきたい。通説によると、監督は、栄誉的な称号をもたず、一般の牧師にまさる収入をも与えられていないとされるが、これも正しくないといわねばならぬ。先にふれた如く「ビショップと監督とは全く同一の職務である」との見解を保持していたアングス監督は、dominus superintendens または my lord

superintendent という称号を付されている。⁽³¹⁾ 監督の給料も当時の基準よりして極めて豪奢であり、一般牧師の年給平均が100ポンド以下であるに對し、監督のそれは500ないし700ポンド、もしくはそれ以上であった。⁽³²⁾

以上のべ来たことを一言にしていえば、ノックスの影響下に設立された教会の監督は、ビショップに類似した存在である、ということである。当時、ビショップなる用語を使用しなかったのは、ビショップといえばローマ・カトリック教会の怠惰な司教を連想するために、これを避けたとみるべきであろう。従って、監督は一般の牧師に優越する階位を形成しており、牧師の平等という事態は出現していなかったと結論せねばならぬ。

註

- (1) Rait, R. S., *History of Scotland*, rev. ed., 1946. p. 142. 参看. なお, Burleigh, J. H. S., *A Church History of Scotland*, 1960. p. 176. をも参照。
 (2) 「規律の書」(Dickinson, W. C. ed., *John Knox's History of the Reformation in Scotland*, 2 vols., 1949, —これを *Knox's History* と略記— vol. II. pp. 280—325. 所収) は忽々の間に作成されたため、内容が統一整理されておらぬ。監督に関する規定も複雑しているが、これを整理すると、およそ次の如くである。

全国を12ないし10の監督区に分け(実際には5人の監督が任命されたのみである)、そのおのおのに監督を配置する。監督の職務は、教会のいまだ存しないところに教会を設立することと、牧師を任命することである(第五項(1))。第五項(2)には、監督の身分・任務について更に細かな記述があり、それを整理すると次のようになる。(1)監督は、従来の *idle Bishop* の如き生活をしてはならない。彼ら自身説教者であること。(2)視察を行なう際、一か所に20日ないし30日以上滞在してはならない。(3)毎週少なくとも三回説教をすること。(4)自己の主都(*principal town*)に戻った場合、その地においても、説教と教導とをなすこと。(5)3〜4か月滞在了たあとは、再び視察を行ない、説教をなすのみならず、牧師の生活・勤勉度・行状並びに教会の秩序、民衆の生活態度を監察すべきである。(6)貧民への救済、青少年に対する教導について考慮すること。(7)必要な勧告を行い、よき助言によって和らぐようはからい、また極悪の犯罪に注目すること。(8)これらの職務を怠った場合、特に、みことばの説教と諸教会の視察を怠り、普通の牧師が犯した時非難されるが如き犯罪をなした場合、監督は解職せしめられる。

- (3) Laing, D. ed., *The Works of John Knox*, 6 vols., 1846—1864. vol. VI.

p. 386.

- (4) Ainslie, J. L., *Ministerial Order in the Reformed Churches*, p. 110.
(Donaldson, G. ed., *Common Errors in Scottish History*, 1956. p. 14. による)
- (5) 例えば, Brown, P. H., *John Knox*, vol. II. p. 134. また, Donaldson, *Common Errors*, p. 14. をも参看。
- (6) Donaldson, *Common Errors*, p. 14. なお, Donaldson, G., *The Scottish Reformation*, 1960. p. 144. をも参看。
- (7) Donaldson, *The Scottish Reformation*, p. 110.
- (8) *Knox's History*, vol. I. pp. 115, 225, 243.
- (9) この点に関しては, 後述する Tulchan Bishop の項を参照されたい。
- (10) Calderwood, *History of the Kirk of Scotland*, vol. III, p. 160. (Dickinson, W. C., *Andrew Lang, John Knox and Scottish Presbyterianism*, 1952. p. 32. による)
- (11) *Knox's History*, vol. II. pp. 283—5, 322.
- (12) ditto.
- (13) Donaldson, *The Scottish Reformation*, p. 119. 参照。
- (14) 例えば, 会衆の招請によって, 直ちに牧師になった例がある。*Knox's History*, vol. II. p. 321. あるいは又, 貴族・バロン・都市委員が主要都市の牧師を任命した例もある。ジョン・ノックスはそのひとりである。ibid., vol. I. p. 334.
- (15) ibid., vol. II. p. 288. additio として「規律の書」に追加された。
- (16) Donaldson, *The Scottish Reformation*, p. 120. 参看。
- (17) ditto.
- (18) *Knox's History*, vol. II. p. 276. 参看。
- (19) Donaldson, *The Scottish Reformation*, p. 120.
- (20) ibid., p. 121.
- (21) ditto.
- (22) ditto.
- (23) ditto. Paul Methven の場合は, 甚だしいスキャンダルの故に, 改革教会総会において裁判にふされたが, 宣告は, エディンバラ監督とその法廷へ送付されている。
- (24) ibid., pp. 123—4.
- (25) ibid., p. 122.
- (26) ditto. ただし, 1564年はじめ, commissary court of Edinburgh ができ, これが王国内全ての離婚問題を扱うこととなり, この面における監督の権限は消滅した。しかし, この後も, 重要性のうすい結婚問題は監督によって扱われた。
ibid, p. 123.

- 27) *ibid.*, p. 123.
 28) *ibid.*, p. 124 参照。
 29) *ibid.*, pp. 124—5.
 30) *ibid.*, p. 125.
 31) *ibid.*, pp. 125—6.
 32) Donaldson, *Common Errors*, p. 14.

次に(2)の Tulchan Bishop について検討する。

1559—60年の宗教改革戦争において、大多数の封建貴族層が、反カトリック的行動にふみきったのは、カトリック教会の所有する広大な土地を獲得せんがためであった。⁽¹⁾ スコットランド宗教改革は、イングランドのそれが monarchic であるに対し、baronial であるといわれる所以である。⁽²⁾ 従って、改革戦争がプロテスタント側の勝利に帰すると、カトリック教会財産の処理の問題に関し、貴族らの発言権が増大し、加えて、王家・改革教会・カトリック聖職者・バロン・レアード層などの利害がからんで、この財産処理の問題は複雑な政治問題と化した。

さて、1560年5月に作成された「規律の書」において、ノックスらの改革者は、修道院の temporality を除くカトリック教会の全収入を、改革教会のために要求した。⁽³⁾ すなわち、司教区の temporality は、監督の扶持と大学の維持費として用い、教区の収入は、牧師の扶持に使用しようとしたのである。⁽⁴⁾ しかしながら、すでに実質的に教会財産のかなりの部分を獲得してしまっていた貴族層から、その不正所得を奪い、これを改革教会の用に供することは、当時の政治情勢からして実現困難であった。従って、ノックスの案は実施不可能であり、少壮貴族メイトランド・オブ・レシントン (Maitland of Lethington) が、「規律の書」をもって「敬虔なるイマジネーション」⁽⁵⁾ と評したのは、正鵠をえているといつてよい。⁽⁶⁾ ⁽⁷⁾

60年8月の宗教改革議会は、カトリック教会を廃棄し改革教会を成立せしめたけれども、改革教会の財産問題には全く触れるところがなかった。しかし、プロテスタント貴族らの意向により、受祿聖職者 (beneficed

clergy) にしてプロテスタントに改宗した者は、その収入をもって改革教会の牧師を援助するならば、終生、聖職祿を受けてもよいとのとりきめが行なわれた。⁽⁸⁾ 牧師に対するこのような給料支払方法は、ある程度実施されたが、この方法は、カトリック教会財産の処理について根本的解決をもたらさなかった。特に、61年8月、カトリシズムを信奉する女王メアリー・スチュアート (Mary Stuart) がフランスより帰国して、宗教改革戦争推進の中核をなしていた Lords of the Congregation の支配権が終焉すると、司教は再び聖職祿の所有権を主張するに至った。

かかる事態に対し、宗教改革議会において多数をしめ、プロテスタンティズムの動向に強い関心を示し、これを支持していたバロン・レアード⁽⁹⁾ は、枢密院に対して請願を行い、改革教会の牧師の扶持に関する法令の制定を要求した。⁽¹⁰⁾ 枢密院も、牧師の扶持に関して何らかの処置をとらざるを得ず、受祿聖職者と協議した結果、62年2月、改革教会の牧師の扶持と、赤字に悩む王家財政の救済という二重の目的のために、受祿聖職者が聖職祿の三分の一を供することを決定し、同時に、聖職祿の旧所有者の終生所有権が明白に保持された。⁽¹¹⁾ これ以降およそ60年間、改革教会の唯一の収入源となり、また、その金額の僅少のゆえに、改革教会の組織化をおくらせ、牧師をほとんど貧民の地位に陥しいれた「聖職祿三分の一供出制」(Thirds of Benefice) が発足した。かかる決定に対し、成立まもない改革教会の最高の指導者ノックスは、説教壇から攻撃と非難のことばをあびせかけている。「三分の二が悪魔に与えられ、残りの三分の一は、神と悪魔とに分割されるであろう」と。⁽¹²⁾

さて「三分の一供出制」は一時的方便であり、教会財産所有権の最終的帰属については全く触れなかったため、60年代のうちに早くも新たな問題が生じ、その結果、タルチャン・ビショップの設置という現象があらわれたのである。60年の宗教改革議会において、カトリシズムの廃棄が決定し、当然司法制度も法的には消滅したが、カトリック聖職者の聖職祿終生所有権を承認したため、実質的には、大司教・司教・修道院長などの議会出席

権は認められていた。しかし、司教などの補充と、議会における宗教身分の補充は認められなかったから、時の経過とともに、彼らの数も漸減した。司教らの減少によって、所有者のいなくなった聖職祿をいかに処置するか、同時に、議会における宗教身分の欠をいかにして補うかが、大きな政治問題となったのである。時にジェームズ六世は幼少であり、国内にはメアリー支持者およびカトリック貴族が蠢動しており、政治的統一の実現せぬ時期に、宗教身分の廃止という、議会の根本的変革を断行することは危険な仕事であった。そのため、71年議会は、改革教会の意向を無視して、二人のプロテスタントを、宗教身分の欠を補うために任命した。改革教会はこれに抗議したが、72年1月、妥協が成立し、枢密院と改革教会の委員がリースに合同委員会を開き、リース協約 (Concordat of Leith) を締結した。これにより、改革教会は、主教・修道院長などの存続とその議会出席権とを承認し、他方、枢密院は、貴族らによって推挙された主教が教会の審査を受け、かつ改革教会総会に服することを認めた。スコットランドは、宗教改革後わずか12年にして主教制度を持つに至ったが、教会総会の権限に服する主教を承認するという事態のうらには、これによって、カトリック教会財産を相続しようとの改革教会の悲願がかくされていたのである。おなじ年8月、パースに開かれた教会総会はこれを承認し、ノックスも同意した。しかしながら改革教会の希望はかなえられなかった。当時空席になっていたセント・アンドルーズ大主教区の聖職祿を獲得しようとしていたモートン伯 (Earl of Morton) は、直ちに行動を開始し、ジョン・ダグラス (John Douglas) を大主教に推挙するとともに、就任のあかつきには、聖職祿の一部を自己に納付するようダグラスと密約を結んだ。モートンのこの処置に引続いて、国内各地の有力な貴族らは、相次いで空席の大主教区を自己の手中に収め、自らパトロンとなって所謂タルチャン・ビショップを設置した。タルチャンとは、仔牛の皮に糞をつめ、これを牝牛の乳房にあてて搾乳を助長するために使用した仔牛模様のことである。モートンらによって設置された主教を、世上タルチャンになぞらえて、かく諷し

(18)

たのである。

上に記述した過程を経て、ノックスの教会にあっては、主教が出現したのである。この主教は、既述のごとく、改革教会総会に服する名目的な主教であり、改革教会の行政・司法・規律面における権限を所有するものではない。しかしながら、ノックスおよびスコットランド教会が、主教というタイトルの出現を承認しているから、当時においては、長老主義的教会制度確立の意図がなかったと判断せざるをえないのである。

註

- (1) この点については、一般的に承認されている。例えば、Lee, M., James Stewart, Earl of Moray. A Political Study of the Reformation in Scotland, 1953. pp.22—23. 参看。この点は、教会史家によっても強調されている。Cunningham, J., The Church History of Scotland, 2 vols, 1882. vol. I. p.279.
- (2) Grant, I. F., Social and Economic Development of Scotland before 1603, p.234.
- (3) 修道院の temporality は、もはや回復不可能とみたからであろう。Burleigh, op. cit., p.176. 参看。
- (4) 「規律の書」第五項「牧師の給与、ならびに教会に正当に所属する地代と財産の分配に関して」Knox's History, vol. II. pp.288—302.
- (5) カトリック教会財産は、宗教改革前において、様々のかたちで分割・盗用されてしまっている。その一例としてコメンタム制度を挙げることができる。Grant, op. cit., pp.222—3. 参看。
- (6) Knox's History, vol. I, p.344.
- (7) 改革者らは「規律の書」が議会によって批准されることを求めたが、1561年1月になりコンヴェンションによって拒否されてしまった。この事件は、議会と改革教会の分離を示すものとして、特に重要視されるべきである。Rait, R. S. and Pryde, G. S., Scotland, 2nd ed., 1954. p.53. しかし、この直後プロテスタント貴族のうち34名が、個人の資格において、この書を支持しこれに署名した。Knox's History, vol. I, p.345.
- (8) Donaldson, G. ed., Accounts of the Collectors of Thirds of Benefices 1561—1572, 1949. ix.
- (9) この問題は、スコットランド宗教改革を理解するための基本問題であるから、別の機会に論じたい。
- (10) Knox's History, vol. I, p.360.
- (11) *ibid.*, vol. II, pp.28—9. および Act of the Privy Council relating to the

Thirds of Benefices. (Knox's History, vol. II, pp. 331—2 に収録) 参看。

- (12) Knox's History, vol. II, p. 29.
- (13) 本稿においては、リース協約以降、改革教会内に出現した bishop を「主教」と訳出し、カトリック教会の「司教」と区別する。
- (14) Mathieson, W. L., Politics and Religion, a Study in Scottish History from the Reformation to the Revolution, 2 vols., 1902. vol. I, p. 288. および Donaldson, Scottish Reformation, p. 166.
- (15) Mathieson, op. cit., vol. I, p. 289.
- (16) 新しい協約に対して、ノックスが敵意を持っていたと判断される材料は、Richard Bannatyne か James Melville のものした間接的資料であり、ノックス自身の手になるものは、これに好意的であるといわれる。Donaldson, Scottish Reformation, p. 170. また、ノックスがパース総会にあてた書簡参照。Laing, D. ed., The Works of John Knox, vol. VI, pp. 619—21.
- なお、ここでノックスのビショップ観を述べておこう。ノックスがローマ・カトリック教会の司教を否認したのは、彼らが富裕にして怠惰、かつ墮落していたがためであり、彼が、ジョン・ダグラスのセント・アンドルーズ大主教就任に反対したのはその老齢と無能のゆえであり、ビショップ制そのものに反対であったのではない。Dickinson, W. C., Andrew Lang, John Knox and Scottish Presbyterianism, pp. 31—2. および Donaldson, Scottish Reformation, p. 168. ならびに Brown, P. H., John Knox, vol. I, pp. 92—3, vol. II, pp. 278—9. 参看。
- (17) 具体例については、Grant, op. cit., p. 241. および Donaldson, Scottish Reformation, pp. 172—3. 参看。
- (18) 当時の一プロテスタントたる Adamson は、諷刺して次の如くいっている。「三種類のビショップが存在している。My Lord Bishop と My Lord's Bishop と The Lord's Bishop である」と。Cunningham, op. cit., vol. I, p. 343. 第一のビショップはカトリック教会の司教であり、第三のそれは「福音の真の役者（えきしゃ）」を指すが、第二は、貴族によって設置された主教、すなわちタルチャン・ビショップをいう。
- もっとも、タルチャン・ビショップは必ずしも新奇なものではないといわれる。Donaldson, Common Errors, p. 15. あるいは、Donaldson, Scottish Reformation, pp. 39—40. 参看。

(B) 「教会集会のヒエラルヒー」

次に、教会集会のヒエラルヒーの観点よりノックスの教会を検討する。教会集会の四重の組織のうち、教会統治の点よりして最も重要なのはプ

レズビテリである。ヒエラルヒーの下部より二番目に位置するこのプレズビテリこそ、長老派教会の中核といっても過言ではない。ところで、ノックスの教会においては、プレズビテリを全く欠いており、これが出現するのは、メルヴィルの指導下、1580年代のはじめである。規律の実施、教会秩序の維持の中核的機関であるプレズビテリを欠く場合、われわれは、その教会を長老派教会と呼ぶのを躊躇せざるをえない。

四重の組織のうち、プレズビテリを除いた他の三つの機関の名称は、ノックスの教会にも存在している。しかし、それらの機関の実質は、のちの教会集会のそれと甚しく異っており、それらを長老派教会の機関とみなすことはできない。

まず、改革教会総会 (general assembly) についてみると、1560年代につくられた教会総会は、一世代後に実現した長老主義制度のそれと異っている。教会総会の初期の歴史は、資料欠如のため必ずしも明確でないが、確実にいえることは、60年代の教会総会の構成メンバーが、当時のスコットランド身分制議會のそれと類似していることである。第一の構成身分は貴族とバロンであるが、彼らは、教会の長老、あるいはなんらかの教会機関の代表としてではなく、単なる個人の資格で出席している。第二の身分は都市委員 (burgh commissioners) であり、彼らも教会機関によって選出されるのではなく、都市の市参事会から派遣されているにすぎない。第三のそれは、牧師であるが、その人数は前二者よりも遙かに僅少である。牧師が教区教会を離れることは容易ではなく、彼らが教会総会に出席するのは、個人的に関係ある仕事があつてか、または監督によって出席を命じられた者かのいずれかである。例外的には、都市の市参事会が、牧師を都市の代表として派遣する場合も存在した。その上、牧師の出席権に関しては明確な規定がなかつたし、その出席も信徒らによって選任されたものでもなかつたのである。⁽²⁾

上の事実よりして、60年代の教会総会は、後年、メルヴィルの教会理念をもちこんだ「第二規律の書」の規定の如き、シノッドより選ばれた牧師

と長老の機関ではない。⁽³⁾ 教会総会発生のプロセスよりみれば、それは、教会の独立を志向して設置されたものではなく、1559—61年の時期、臨時政府の役割を果たした *great council of the realm* の発展したものである。この *council* に牧師が参加することにより、教会総会に発展拡大したものであると⁽⁴⁾いってよい。従ってこの教会総会は、改革教会の存在を容認する *godly prince* を欠如する時期のスコットランドにおける *godly estates* としての役割を果たしていたのである。かくして、1567年、カトリック女王メアリーが廃位せしめられ、*godly prince* たるジェームズ六世が即位すると、改革教会の必要性が、当時の人々により疑問視されたのはいわれなきことではない。⁽⁵⁾

次に、教会総会のほかに、シノッドおよびカーク・セッションが存在する。名称のみから判断すると、1580年代以降に成立した長老主義が、すでにこの時期に出現していたかの如くみえるけれども、内実は異っている。すなわち、シノッドは監督に従属する機関であり、構成メンバーは監督区内の牧師および長老か執事である。一見したところ、純粋な教会機関の如くみえるが(特に改革教会総会に比し)、60年代においては長老は世俗官吏によって選ばれているから、長老主義的教会集会とみなすことはできない。⁽⁶⁾ カーク・セッションについても同様である。それに参加する長老と執事は、世俗官吏によって任命されたものにすぎない。⁽⁷⁾

教会集会たるコミティの実情が叙上の如くであるから、監督の存在とあわせ考えると、60年代に出現したスコットランド教会は、「エписコパシーとエラスタス主義によって色づけられたコングリゲイションナリズム」⁽⁸⁾ であるとの批評は、きわめて適切な表現といえよう。

註

(1) Lord Balfour of Burleigh, *The Rise and Development of Presbyteranism in Scotland*, 1911. p.67.

(2) Donaldson, *The Scottish Reformation*, pp.140—142.

(3) Dickinson, W. C. and Donaldson, G. ed., *A Source Book of Scottish History*, 3 vols., 1954—9. vol. III, pp.23—4. 参看。ただし「第二規律の書」

の規定では、presbytery を欠いており、これが設置され始めるのは、80年代である。

- (4) Donaldson, *The Scottish Reformation*, p.143.
- (5) Donaldson, G., *Scotland—Church and Nation through Sixteen Centuries*, 1960, p.62.
- (6) Donaldson, *The Scottish Reformation*, p.147.
- (7) ditto.
- (8) ditto.

「教会と国家」論

長老主義の「教会と国家」論が、厳密にいかなるものであるかを定義することは困難な問題であるが、ここでは、ノックスとメルヴィルの「教会と国家」論を対比させておこう。

1560年の宗教改革から、1689—90年の革命にいたる約130年間のスコットランド史は、抗争と動乱の連続であり、特に1638年から51年にわたる時期は、イングランドの革命と密接に関係して、内乱の様相を帯びるに至っている。この動乱は、原理的にみれば教会と国家との対立であり、更に「長老制神授論」と「王権神授論」との対抗であったのである。

さて「長老制神授論」を提唱し、教会と国家との対立をひきおこした理論の首唱者はメルヴィルである。しかし、この首唱者をノックスであるとする通説が存在するゆえ、先ずこれを批判訂正しておきたい。この通説をもっとも集約したかたちで発表したのはA・ラングである。彼は「129年間の不穏・内乱・迫害をひきおこした」元兇がノックスであるとの見解を、⁽¹⁾ノックス生誕四百年記念に際し、その著「ジョン・ノックスと宗教改革」において公表した。しかしながら、一世紀以上にわたる教会と国家との対立をひきおこした理論の先導者が、ノックスであるとする「ノックス伝説」は誤りである。ノックスは大陸亡命中に公けにした幾つかのパンフレットにおいて、また宗教改革後、カトリック女王メアリーとの会見において、⁽²⁾「抵抗権神授論」を主張している。この主張のゆえに、彼は前記の元兇と

誤認されている。けれども、ノックス理論にもとづくレジスタンスは、あくまでも不敬虔な君主にむけられるのであり、敬虔な君主の統治下においては、教会と国家との分離あるいは抗争の惹起することはありえない。このノックス理論は、いわば「教会と国家の合一論」といわれるべきものである。合一論は、ノックスらの作成にかかわり、1560年の宗教改革議会によって承認された「スコットランド信条」のうちにもあらわれているが、⁽³⁾もっとも適切な例は「規律の書」にみられる。「規律の書」においては、改革教会の牧師と監督の任命権は世俗権威（civil authority）に委ねられており、⁽⁴⁾これは後述するように、スコットランド長老派形成の中核的思想となったメルヴィル理論とは対蹠的なものである。この合一論は単に理論としてとどまったのではなく、実行にもふされたのである。すなわち、宗教改革戦争の終焉をしるしづける、イングランドとフランスの間のエディンバラ条約締結直後、貴族・バロン・都市委員は、牧師を均等に国内に配置する仕事を委ねられている。⁽⁵⁾また、1561年のはじめに、ロシア人とファイフの監督選出のため選挙許可命令を発したのは枢密院であった。⁽⁶⁾改革教会の初期の教会総会においては、貴族・バロンおよび都市委員は、数において牧師を凌駕していたことも看過されるべきではない。したがって、教会権威と世俗権威との分離の思想は、ノックスには疎遠であり、敬虔な君主と、イエス・キリストを告白する民衆の下にあっては、教会と国家とは一つの基督教共同体の二つの側面にすぎなかったのである。⁽⁷⁾前に述べた「リース協約」も、「スコットランド信条」のことはを用いて表現するならば、「宗教の保持と浄化とは、第一にかつ根本的に、国王・君主・統治者・官憲に属する」ことを認めたのであり、⁽⁸⁾従って、ノックスの教会においては、「この王国内の教会は、われらの主権者たる国王陛下の権威に従順にして、かつ、思想健全な牧師によって奉仕されることが肝要である」と⁽⁹⁾いうことが、論理的帰結であったといつてよい。ノックスの教会組織においては、スコットランド教会とイングランド教会との合同は可能であった⁽¹⁰⁾かもしれないとさえいわれる所以である。

これに対し、ノックス亡き後、スコットランド教会の指導者となったメルヴィルの「教会と国家」論は、「第二規律の書」に明白にもりこまれている。メルヴィルは、フランス・ジュネーヴにおける10年間の研修を終え、1574年故国に帰ると、直ちに「長老制神授論」を唱えて、エピスコパシーの攻撃を開始した。そのかたわら、教会統治のプランの作成にも従事し、彼の意向をもちこんだ原案が、78年4月のエディンバラ教会総会で承認された。これが、それ以降、スコットランド教会によって公認の教会統治政策とみなされた「第二規律の書」である。この書の第一項は、「教会とその組織」を規定しており、いわゆる「教会と国家との分離論」が明確なかたちで展開されている。このメルヴィルの分離論においては、教会と国家とが一つの基督教共同体の二つの側面であるという思想は、もはや全くみられない。すなわち「教会のこの権力と組織は、その本質において、あの世俗権力とよばれ、コモンウェルスの世俗政府に属している権力と組織とは区別される」⁽¹⁾「教会権力は、直接、神と仲保者イエス・キリストより出で来り、かつ靈的であり、地上には世俗の首長を持たず、神の教会の靈的な王と統治者を持つのみである」⁽²⁾といわれる。これはノックスの抱懐していた思想とは対蹠的なものであり、メルヴィルの思想においては「敬虔な君主」が統治するといなにかかわらず、教会と国家との分離は必然であった。メルヴィルの教会組織にあっては、教会に対する国王の至上権の承認や、イングランド教会との合同は全く不可能である。いな、それを志向することさえ「サタンのわざ」とみなされた。

「第二規律の書」の採択は、メルヴィル理論の勝利であり、改革教会内のメルヴィル派の勝利である。これに対し、世俗権力の所有者は、教会を支配するにはエピスコパシーをもって有利とみなし、おびやかすと懐柔の手段とをもってメルヴィルを屈伏させようとした。メルヴィルは、その長い生涯において二人の強力な権力者と対抗することになるが、そのひとり摂政モートンは、77年末、メルヴィルを召喚し、「汝のごとき者半ダースを絞首刑に処するか国外に追放しなければ、この国に平穩はないである

う」と激怒し、難詰した。しかし、メルヴィルの理論と態度は、80年代に教会内にメルヴィル理論に批判的な穏健派が発生しても変わらず、97年以降穏健派の支配が成立しても修正されない。1596年、彼はもうひとりの強力な支配者国王と会見した。すなわち、ジェームズ六世の、カトリック貴族に対する寛大な態度を非難するため教会より派遣されると、王の袖をとらえて「神のいやしいしもべよ」⁽¹⁴⁾ (God's sillie vassal) と呼びかけ、有名な「二つの王国論」を展開した。そして、スコットランドには、二人の王と二つの王国とが存在すること、その一つは「王であるイエス・キリストとその王国である教会であり、ジェームズ六世は、その王国の臣民であり、その王国にあっては、彼は国王でも主でも首長でもなく、単にその一員にすぎない⁽¹⁵⁾」ことを主張した。

メルヴィルの主張した、この「長老制神授論」「教会と国家との分離論」「二つの王国論」が、17世紀の、教会と国家の対立を生み、同時に長老制とエписコパシーの抗争をひきおこしたのである。メルヴィルの挑戦の内に、国王権への脅威をよみとったジェームズ六世は、エписコパシーのうち、換言すれば、国王によって任命される主教のうち、国王の教会支配の可能性を見出し、エписコパシーをもって国王権の支柱としようとして試みたのである。“No bishop, no king.”⁽¹⁶⁾ はその表白である。

以上が、ノックスの「教会と国家の合一論」およびメルヴィルの「教会と国家との分離論」の大要である。もしも、国家権力から独立している点に、カルヴァン派教会の特質があり、さらに、それが長老派教会の特徴であるとするならば、メルヴィル理論こそ長老派教会の「教会と国家」論と呼ぶにふさわしいであろう。事実、17世紀の闘争において、長老主義者たちが理論的武器として装備したのはメルヴィル理論であった。

註

(1) Lang, A., John Knox and the Reformation, 1905, p.73.

(2) その主張の例を2, 3挙げておく。「civil law による法令の全てが、合法にし

て正当であるのではなく、また、不敬虔な人々が叛逆なりと主張することの全てが、神の前で罪あるのではない。」(1554年5月10日付、ディエップよりイングランドの信徒宛書簡。Laing, ed., *The Works of John Knox*, vol. III, p. 236.) 「彼ら〔臣民や信徒〕を救うために(たとえ王や皇帝に反抗することになろうとも)生命を賭けるべきことを、神はあなた方の良心に向って語りかけ給うている。」(57年10月27日付、ディエップよりスコットランド貴族宛書簡。Knox's History, vol. I, p. 135.) 61年9月、女王メアリーとの第一回会見において、「臣民は君主に抵抗してもよいのか」という女王の問に対し、ノックスは、「もし君主がその限界をこえるならば……力による抵抗をうけることは疑いないことである」と答えている。(ibid., vol. II, p. 16.)

- (3) *The Confession of Faith* の第二四章「官憲について」参看。(ibid., vol. II, p. 271. 所載)
- (4) *Knox's History*, vol. II, pp. 287, 291, 293.
- (5) *ibid.*, vol. I, p. 334.
- (6) *ibid.*, vol. II, p. 273.
- (7) ところで、ノックスの教会政策は、「規律の書」が貴族らによって拒否されたため実施困難となり、更に1561年、女王メアリーの帰国により、全面的に実施不可能となった。メアリーは、カトリシズムの信奉者であり、改革教会の禁圧を企図していたから、彼女に敬虔な君主を期待することができなくなったからである。しかし、67年のメアリーの降位により、摂政マリ(Moray)という「敬虔な君主」の統治が実現し、教会と国家との協同が成立した。このため、72年のリース協約により、イングランド教会に類似した教会の設立が可能となり、この協約は、ノックスの賛同をもうけたのである。
- (8) 註(3)参看。
- (9) *Booke of the Universall Kirk*, vol. I, p. 212. (Dickinson, op. cit., p. 17. 所載)
- (10) Dickinson, op. cit., p. 20. 参看。なお、1572年に採択された、主教就任の際の Oath of Supremacy には「国王陛下は、世俗の事柄におけると同じく、宗教の保持と浄化においても、この王国の、唯一の合法的かつ至上の統治者である」との語句がみられる。Source Book, vol. III, p. 12. これはイングランドの Oath of Supremacy を一部変改したものにすぎぬことも注意さるべきである。
- (11) Source Book, vol. III, p. 22.
- (12) ditto.
- (13) M'Crie, T., *Life of Andrew Melville*, 1856. p. 69.
- (14) Wright, R. S. ed., *Fathers of the Kirk*, 1960. p. 37.
- (15) M'Crie, op. cit., p. 181.

166 Wedgwood, C. V., *The King's Peace 1637—1641*, 1955. p.294.

167 松田智雄, 前掲書, 143頁參看。

お わ り に

ジョン・ノックスの影響下に成立した教会は、教会制度の観点よりみて、長老派教会と呼ぶにふさわしくなく、むしろ、エписコパシーへの傾斜をふくむものであったといえる。また、ノックスの抱懐していた「教会と国家」論は、教会の国家からの独立をめざすものではなく、後の長老主義者たちが理論的武器としたものとは甚だしく異なるものであったのである。

このような状況下にあるスコットランド教会に対して、激しい攻撃を加え、長老制神授論を主張したのがアンドルー・メルヴィルである。彼は、75年8月の教会総会に出席して、エписコパシーに関する自己の見解を発表し、「プレラシー (Prelacy) は聖書に根拠をおいていない。……ビショップとプレズビター (Presbyter) なる語は、新約聖書の中ではインターチェンジして使用されている。エписコパシー神授論に関するもっともポピュラーな論議は、聖書に用いられている原語についての無知に基礎をおいているのである。福音宣教の役者は、はじめは全て平等であり、ビショップの優越的地位が、神の任命にかかわらず、慣習より発生したことは、ジェロームその他の教父の意見であった⁽¹⁾」として、主教制度を否認した。更に、ジュネーヴとフランスにおける、長老派的平等の光彩を列挙するとともに、イングランドのエписコパシーの諸悪を述べ、スコットランド教会の苦悩を癒す最善・唯一の方法は、プレラシーを廃止し、初代キリスト教時代の宣教者の平等と權威とを復活することであると主張したのである。このメルヴィルの主張は注目をあび、彼の発言が契機となって、エписコパシー検討委員会が教会総会の内に設置された。長い検討期間を経て、ついに、1580年7月、ダンディにおける教会総会において、エписコパシー廃棄が決議された⁽²⁾。これにより、主教ならびに監督が廃止され、ス

スコットランド教会においては、牧師に優越する全ての階位が否認され、牧師の平等という原則がうちたてられたのである。

教会集会の面においても、前述の如く、78年、ヒエラルヒーをもちこんだ「第二規律の書」が採択され、プレズビテリを中心として、80年代に急速に組織化が進行した。1592年、いわゆる「黄金法」(Golden Acts)が公布される時期、スコットランド長老派教会は一応完成に達したのである。

「教会と国家」論に関しても、メルヴィルは、教会権威の、国家権力からの完全な独立を主張して闘い、スコットランド王国内に一種の靈的王国を樹立した。もっとも、メルヴィルの建設したこの王国は、16世紀末から17世紀初頭にかけての、ジェームズ六世の挑戦により崩壊し、それが再建されるのは、1638年、「国民契約」(National Covenant)の成立直後である。

註

(2) M'Crie, *op. cit.*, p. 52.

(2) *ibid.*, p. 54.

(筆者の希望により英文要約を省略致します—編集委員)